給付型奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

Q　日本学生支援機構に給付型奨学金の申込みをしましたが、**認定を受けることができませんでした**（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A　一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、**また申し込むことができます**。
毎年６月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生のときの予約採用や、大学等に入学した４月に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込めば採用される可能性があります。
2020年４月の申込みでは2018年の所得に基づく住民税情報、2020年秋の申込みでは2019年の所得に基づく住民税情報により判定されます。
（対象になれば、**授業料減免も併せて受けられます。**）

例えば・・・

50歳　50歳　18歳　15歳

2018年中の世帯収入400万円で
2019年の予約採用で申込み

→ ✕

給付型奨学金の
家計基準を満たしません

51歳　51歳　19歳　16歳

2019年中の世帯収入370万円で
2020年秋の在学採用で申込み

→ ○

給付型奨学金の
家計基準を満たします

次の年に状況が
変わっていれば・・・

（住民税情報は
2020年6月頃に更新）

これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報（収入の情報）が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。
今後も、状況が変化していたら、次の年の秋に申込めば対象になるかもしれません。

詳しい基準は
「進学資金シミュレーター」
で確認してみましょう！

※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。